

(地) 第1号

【M0105 | 30年 | 平成59年04月01日 | 航空】

平成5年1月4日

本部各部課長  
各警察署長 殿

三重県警察本部長

ヘリコプター・テレビシステム運用要綱の制定について（例規通達）

改正 平8（総指）第24号、平20（地）第49号、平29（務）19号

この度、三重県警察が保有するヘリコプター・テレビシステムを有効かつ効率的に運用するため、みだしの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### ヘリコプター・テレビシステム運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、三重県警察が保有するヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリコプター・テレビシステム」という。）を有効かつ効率的に運用するとともに、その適正な管理を図るため必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要綱においてヘリコプター・テレビシステムとは、警察用航空機に搭載のテレビカメラ装置等により撮影した映像等を必要な場所において受信し、又は必要な場所へ送信するために構築する通信体系又はこれを構成する設備及び機器の総体をいう。

#### 第3 準拠

ヘリコプター・テレビシステムの運用及び管理に関しては、三重県警察の警察航空隊の運営等に関する訓令（平成20年三重県警察本部訓令第12号）及び三重県警察の警察航空隊の運営等に関する訓令の制定について（例規通達・平成20年10月14日（地）第47号。以下「航空隊運営通達」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第4 運用業務

1 ヘリコプター・テレビシステムは、警察の責務を効率的に遂行するため、その機能の特性を有効に活かし、管内の治安情勢等に即して捜索、検索、採証、調査、状況把握、記録等を必要とする次に掲げる業務への活用を図るものとする。

- (1) 災害警備
- (2) 救難、救助
- (3) 警衛、警護
- (4) 捜査
- (5) 交通対策
- (6) 雑踏警備
- (7) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めるもの

2 ヘリコプター・テレビシステムの運用に当たっては、常に航空安全の確保を基盤とし、航空安全の確保が困難な状況の下では、その運用を命じ、又はこれを求めてはならない。

#### 第5 運用責任者

- 1 ヘリコプター・テレビシステムの運用責任者は、地域部地域課長とする。ただし運用責任者が不在又は事故のときは、あらかじめ当該運用責任者が指名した者がその職務を代理する。
- 2 運用責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリコプター・テレビシステムの運用及び設備、機器の管理に関する業務を総括する。
- 3 運用責任者は、常に関係部門との緊密な連携を保持し、運用方法の調査研究、運用技法の開発、オペレーターの養成等必要な施策を推進するとともに、設備及び機器を定期又は臨時

に検査し、ヘリコプター・テレビシステムが常時有効に機能するように適切に管理しなければならない。

#### 第6 中部管区警察局三重県情報通信部の協力

- 1 ヘリコプター・テレビシステムの運用及び管理に当たっては、これを有効かつ効率的に運用し適正に管理するため必要な事項について、中部管区警察局三重県情報通信部（以下「情報通信部」という。）の技術支援等の協力を得るものとする。
- 2 ヘリコプター・テレビシステムの運用及び管理に当たっては、運用責任者は、情報通信部機動通信課長と必要な事項について協議するものとする。

#### 第7 実施責任者

- 1 ヘリコプター・テレビシステムを運用するときは、実施責任者を配置するものとする。
- 2 実施責任者は、当該業務、部隊運用、ヘリコプター及びヘリコプター・テレビシステムの運用等に関する相当の知識、能力を有する原則として専任の幹部警察官を充てる。
- 3 実施責任者は、運用責任者又は上司の指揮を受け、その運用に関し次に掲げる任務に当たるものとする。
  - (1) 映像の撮影、送受信に関する指揮
  - (2) 映像により得た情報の活用に関する指揮
  - (3) 映像に対するアナウンスに関する指揮
  - (4) 警察用航空機の運航に関する調整
  - (5) 情報通信部の技術支援に関する調整
  - (6) その他ヘリコプター・テレビシステムを有効かつ効率的に運用するため、必要と認める事項又は特に命ぜられた事項
- 4 前記3に掲げる事項を実施するため必要がある場合は、実施責任者の任務の一部を補助する者を配置することができる。
- 5 実施責任者は、撮影構図の設定、警察用航空機のポジションの設定等ヘリコプター・テレビシステムの運用に関し必要な事項について機長、クルー、オペレーター等実際にその指揮、運用に携わる者と常に協議、意見の交換を行うとともに、運用中は相互に緊密な連携を保持しなければならない。
- 6 実施責任者は、必要とする映像の撮影について飛行計画の変更を伴う等の特別の指示をするときは、その都度、機長の意見を求めるものとする。機長は、航空安全の確保が困難となるおそれがある場合はもちろん、飛行上必要な意見を積極的に具申するものとする。この場合において実施責任者は、機長の意見を尊重しなければならない。
- 7 ヘリコプター・テレビシステムの運用中は、原則として常時これを録画する。

#### 第8 運用計画の策定

所属長は、ヘリコプター・テレビシステムを運用しようとするときは、運用計画により、詳細かつ具体的にその方針を示さなければならない。

なお、運用計画の策定に当たっては、関係者の意見を徴するとともに、運用責任者と協議するものとする。

## 第9 運用手続

所属長は、ヘリコプター・テレビシステムの運用を必要とする場合は、航空隊運営通達第3の3(1)に定める航空機出動要請書の目的欄にその旨を併記し、運用責任者を經由して本部長に提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により承認を受けた後、速やかに、これを提出するものとする。

## 第10 援助要請への対応

本部長は、警察庁（附属機関及び地方機関を含む。）又は他の都道府県公安委員会から、ヘリコプター・テレビシステムについて援助の要請があった場合は、三重県公安委員会の承認を受けて対応するものとする。

## 第11 設備及び機器の取扱い等

- 1 ヘリコプター・テレビシステムの設備及び機器は、原則として専門の知識及び技能を有する者に、その取扱い、操作又は運搬（以下「操作等」という。）を行わせるものとする。
- 2 設備及び機器の操作等に携わる者は、別に定めるところにより常に的確にその操作等を行い、機能の保全に努めなければならない。
- 3 設備及び機器は、その機能を保全するため最も適当な場所に保管しなければならない。

## 第12 異状時の報告

- 1 ヘリコプター・テレビシステムの設備及び機器の操作等に携わる者は、その設備及び機器に故障、損傷等の異状を認めたときは、直ちに運用責任者にその内容を報告しなければならない。
- 2 運用責任者は、前記1の報告を受けたときは、関係者に必要な応急の措置をとることを命じるとともに、速やかに復旧のための措置を講じなければならない。